

会 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 長崎地区における組込みシステムに係るネットワーク形成、人材育成、競争力・技術力の強化及び共同の販路開拓等を目的に、長崎全域及び産学官が一体となった組織を構築し、組込みシステムに関する組織・企業の連携、課題解決、情報発信力・競争力の強化を図り、新事業・新産業の創出等をもって地域の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は「長崎県組込みソフト研究会」(略称「ES-Nagasaki」=Embedded System Society of Nagasaki)と称する。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 長崎地域における産学官が一体となったネットワークの形成。
- (2) 組込みシステム関連の各機関等における情報交換と課題や戦略の検討。
- (3) 組込みシステム関連企業が主体となった活動に対する支援。
- (4) 組込みシステムに関する普及啓発や人材育成、情報発信。
- (5) 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な活動。

(構 成)

第4条 本会は、主として長崎地域において組込みシステム開発を行う企業及び組込み技術を活用して製品製造を行う企業、並びに組込みシステムに携わっている者で、本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

第2章 会 員 等

(会 員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員:本会の趣旨に賛同する法人、団体。
- (2) 個人会員:本会の趣旨に賛同する個人。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出する。

- 2 会長は会員となろうとするものからの入会申込書提出に対し、入会を認めない場合は速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 団体会員にあつては、法人又は団体の代表者として本会に対しその権利を行使する一人の者(以下「会員代表者」と云う。)を定め、会長に届けなければならない。
- 4 会員代表者を変更したときは、速やかに別に定める変更届出書を会長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 会費は当面定めず、本会が実施する個別事業毎に、参加者が応分の負担を行うものとする。

- 2 納入された負担金及びその他の拠出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

(退 会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届出書を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものと見なす。
 - (1) 団体会員として入会した法人又は団体が、解散し又は破産したとき。
 - (2) 個人会員として入会した個人が、死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、本会則で定める総会(以下「総会」と云う。)の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の会則及び会則に基づく規程に、違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の趣旨・目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 総会が招集されるまでの間において、早急に会員を除名する必要があるときは、前項の規定にかかわらず本会則で定める運営幹事会(以下「幹事会」と云う。)の議決を得て、これを行うことができる。
ただし、当該幹事会后最初に開催する総会において、承認を受けなければならない。

4 前第2項の規定は、前項の協議会の議決について準用する。

第3章 運 営 体 制 等

(役 員)

第10条 本会の運営は、次にてあたる。

- (1) 会長を1人、副会長を2人置くが、副会長は総会の承認を得て増員できる。
- (2) 会長、副会長、幹事および事務局で構成される運営幹事会で第3条に定める活動計画を立案する。

(選 任)

第11条 会長、副会長および幹事は、総会において会員(法人又は団体のときは、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。

- 2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため会長、副会長を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず本会則で定める運営幹事会(以下「幹事会」と云う。)の決議を得て、これを行うことができる。ただし、当該幹事会開催後最初に開催する総会において、承認を受けなければならない。
- 3 会長、副会長は、幹事会において互選により定める。

(任期等)

第12条 会長、副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された幹事の任期は、前項の規定にかかわらず前任者又は現任者の残任期間と同一とする。
- 3 会長は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならないが、副会長はこの条項は適用されない。
- 4 職務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、総会の運営を中心とする会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは幹事会においてあらかじめ定める順序により、その職務を代行する。
 - (3) 幹事は、幹事会に出席し、議題に従って協議に参画する。
 - (4) 事務局は、本会の業務を所掌し、総会および幹事会の議事録を作成し、必要によりホームページに掲載する。
- 5 会長、副会長および幹事は無報酬とする。

(解 任)

第13条 会長、副会長および幹事次の各号の一つに該当するときは、総会の議決を得て解任することができるが、事前に会長(当該者が会長の場合は副会長)が本人の弁明を聴取しなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他、相応しくない行為があると認められるとき。

(顧 問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の運営に関する事項について、会長の求めに応じて意見を述べることができる。
- 3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第4章 会 議 等

(会 議)

第15条 本会の会議は、総会及び幹事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(総 会)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業活動に関する事項。
 - (2) 会長、副会長および幹事の選任及び解任。
 - (3) 会員の除名。
 - (4) 会則の改定。
 - (5) その他の重要事項。
- 3 通常総会は、本会則で定める事業年度毎に1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号の一つに該当するときに開催する。
 - (1) 幹事会で必要と認めるとき。
 - (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

- 5 総会は、会長が招集する。
招集するにあたっては、以下のとおりとする。
 - (1) 総会を招集するときは、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面もしくは電子メールをもって通知しなければならない。
 - (2) 前項第2号もしくは第3号の請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 6 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が出席できないときは、副会長もしくは出席役員のうちから議長を選出する。
- 7 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 8 総会の議事は、出席会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 各会員の表決権は、平等なるものとする。
 - (1) やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電子メール又は代理人をもって表決権を行使し、又は他の会員に表決を委任することができる。
 - (2) 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
 - (3) 第1号の規定により表決権を行使する会員は、総会に出席したものと見なす。

(幹事会)

第17条 会長、副会長、幹事および事務局をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に附議すべき事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること。
- 3 幹事会は、次の各号の一つに該当するときに開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 幹事数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 4 幹事会は会長が招集する。招集するにあたっては、以下のとおりとする。
 - (1) 前条第5項第1号の規定は、幹事会について準用する。ただし、議事が緊急を要するときにおいて招集するときは、この限りでない。
 - (2) 前項第2号の請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 5 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が出席できないときは、副会長もしくは出席協議員のうちから議長を選出する。
- 6 幹事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

- 7 幹事会の議事は、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 前条第9項及び同項第1号から第3項までの規定は、幹事会について準用する。
- 9 幹事会の議事は文書に記録し、適宜、ホームページに掲載する。

(ワーキンググループの設置)

第18条 幹事会は、第3条(運営)に関する重点事項を実行するために、次の専門部会を設けることができる。

- (1) ワーキンググループ等の設置。
- (2) ワーキンググループの組織及び運営に関して必要な事項は、幹事会で審議し、会長が承認する。
- (3) ワーキンググループの設置はホームページに掲載して会員の周知を図ることとするが、必要により、文書にて会員に連絡／意見の聴取を行うこともある。

(事務局)

第19条 本会の事務局を、特定非営利活動法人 長崎県科学・産業技術推進機構に置く。

第5章 資産及び事業

(資産の構成)

第20条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 事業に伴う収入
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第21条 本会の資産は事務局が管理し、その管理方法は幹事会の議決を得て会長がこれを定める。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画)

第23条 本会の事業計画書は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告)

第24条 本会の事業報告書は、会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、総会の議決を得なければならない。

第6章 会則の改定、解散等

(会則の改定)

第25条 本会則は、総会において出席会員の過半数の議決を得なければ改定することができない。緊急を要する事項は必要により書面にて会員の過半数の承認を得て改定が出来るが、改定後最初の総会で報告をしなければならない。

(解散)

第26条 本会は、総会において会員の過半数の賛成をもって、解散することができる。

(残余財産の処分)

第27条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において会員の過半数の議決を得て、本会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附することができるものとする。

第7章 補 足

(事業等の見直し)

第28条 本会の目的、事業活動、組織等については、約3年を目途に定期的な見直し検討を行う。

(守秘義務)

第29条 本会での活動で知り得た秘密事項に関しては守秘義務が発生する。ただし、秘密事項範囲が任意参加の事業等での限定された会員間で発生するときには、別途参加会員間にて守秘義務契約を結ぶこととする。

(成果物)

第30条 本会での活動によって得られるソフトウェア、著作物権等の成果物に関する権利は、成果物に関係する会員にて成果物単位に別途取り決めることとし、本会としての帰属はないものとする。

(その他)

第31条 本会則に定めるもののほか、本会に必要な事項は幹事会の議決を得て会長がこれを定める。

附 則

- 1 本会則は、第1回総会(平成22年6月16日)を経て制定した。
- 2 本会設立以前に、文書により行われた本会への入会及び設立総会に関する意思表示については、設立後も効力を有するものとする。
- 3 本会設立時における会長、副会長および幹事は、第11条第3項の規定にかかわらず設立時の総会にて選任するものとする。

改定来歴

初版制定 平成22年6月16日

お問い合わせ

事務局: 特定非営利活動法人

長崎県科学・産業技術推進機構(末光、野村、古賀)

Tel: 095-887-4236 Fax: 095-887-4236

E-mail: npo-sunsui-c@air.ocn.ne.jp